

今年度の国民健康保険税の税率改定

税務課 ☎823-9204
☎823-9627

海田町の国民健康保険税は、これまで4方式（所得割・資産割・均等割・平等割の合計）により算定していましたが、国民健康保険制度の県単位化に伴い、令和6年度分から資産割が廃止され、3方式へ移行することになります。（県内23市町がすべて3方式に統一されます。）

県単位化による準統一後の保険料率ベースに向け、本町の保険税水準は上がっていくこととなりますが、保険税負担が急激に上昇しないよう、県の激変緩和措

置の適用を受けながら、毎年の税率を決定します。また、資産割は令和6年度の廃止へ向け段階的な縮小の途上ですが、毎年の賦課割合※の変更が緩やかになるよう調整を図っています。

これらにより、今年度の税率は次の表のとおり決まりました。

※賦課割合…国民健康保険の財源として確保する保険税全体の構成割合

令和2年度 国民健康保険税の税率

算定の区分		医療給付費分 全加入者対象	後期高齢者支援金等分 全加入者対象	介護納付金分 40歳以上65歳未満対象
所得割	算定基礎額	6.04%	1.95%	2.02%
	令和元年中の所得－基礎控除額 (33万円) に対して	(6.04%)	(1.95%)	(2.02%)
資産割	算定基礎額	8.1%	2.75%	3.88%
	令和2年度の固定資産税額（土地・家屋にかかる税額）に対して	(9.41%)	(3.22%)	(4.9%)
均等割	加入者1人ごとに	26,100円 (26,100円)	8,500円 (8,500円)	10,700円 (11,100円)
平等割	1世帯ごとに	18,500円 (18,500円)	5,900円 (5,900円)	5,300円 (5,600円)

※（ ）内は昨年度の税率

〔4方式から3方式へ移行する過程の賦課割合のイメージ図〕

算定年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
賦課割合 区分	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割
	資産割	資産割	資産割				
	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割	均等割
	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割	平等割
算定方式	4方式						3方式